

各自治体からの質疑事項等

平成 27 年 3 月 5 日（木）

全国食品衛生関係主管課長会議

目次

◇ HACCPについて	1
◇ HACCP導入型基準の推進について	2
◇ HACCP監視指導票について	3
◇ HACCPチャレンジ事業について	4
◇ HACCPチャレンジ事業者事業に係る食品事業者から提出 されるHACCP自主点検票の都道府県等の事務について	5
◇ BSE対策について	6
◇ 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査に使用する感受 性培地について	7
◇ 野生鳥獣肉の衛生管理について	8
◇ 鶏肉類の生食による食中毒について	9
◇ クドア属粘液胞子虫の病原性について	10
◇ フグ免許（取扱い）と認知症の関係について	11
◇ 地方衛生研究所におけるISO17025の取得の必要性について	12
◇ 輸出食品取扱い施設に係る認定手続き及び衛生証明書の発行 事務について	13
「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領に係る運用 ◇ について」（平成26年12月26日付け、食安監発12.2 6第4号）（監視安全課長通知）について	14
◇ 食品表示法に係る疑義情報の共有化について	15
◇ 食品表示法の施行時期、また関係する関係政令の公布について	16
◇ 食品表示法について	17
◇ 収去検査について	18

【質疑・要望等事項】

HACCP について

【内容（具体的に）】

HACCP の手法については、「将来的な義務化を見据えつつ、段階的な導入を図る」とされており、平成 27 年 3 月末までに都道府県等においては「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に HACCP 導入型基準が追加される。今後の HACCP 導入へむけた大まかなスケジュール及びプロセスについて、また、業種やどの程度の規模の店舗まで考えているのか、現段階の考えをお聞かせ願いたい。

【回答】

今般の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」及び関係条例の改正は、食品等事業者に HACCP を普及させることを目的に、HACCP による衛生管理を規定したものであり、基本的に HACCP の普及は、業種等で限定されるものではないと考えています。

一方で、食品の種類や施設の規模により、現時点での HACCP の普及率は違うことから、食品の種類や施設の規模に応じた HACCP の普及方法について HACCP 検討会で検討が始まったところです。

現在、一部自治体において、HACCP 導入状況調査を実施しているところですが、当該調査を実施することにより、HACCP の普及が進んでいる業種や規模の情報等、詳細なデータが得られると考えています。

今後、HACCP 普及のための施策を検討するためにも、継続的な HACCP 導入状況調査の結果が重要なものとなります。

本年度は、76 自治体に当該調査に御参加頂いておりますが、来年度以降は、昨年 5 月の通知でもお願いしているとおおり、全ての自治体を対象に HACCP 導入状況調査を行う予定です。

つきましては、管内の食品等事業者における HACCP 導入状況を把握して頂くようお願いします。

【質疑・要望等事項】

H A C C P 導入型基準の推進について

【内容（具体的に）】

中小規模の事業者にもH A C C P手法の導入が行いやすいよう、柔軟な対応が必要とされているが、「第4回食品製造におけるH A C C Pによる工程管理の普及のための検討会」で示された、7原則、一般衛生管理等の簡略化の考え方について、早急に整理し、示して欲しい。

【回答】

H A C C Pに関する柔軟性の考え方については、引き続き検討会において検討しているところですが、コーデックスの示している「H A C C Pシステムとその適用のためのガイドライン」において、「H A C C Pを適用する際に、企業にとって柔軟な対応が重要であることが認められているが、すべての7原則がH A C C Pシステムに適用されなければならない。」とされており、柔軟性は7原則のどれかを実施しなくても良いというものではありません。

食品等事業者がH A C C Pを導入するに当たり、どのような柔軟な対応が可能かは、事業者ごとに異なるものであり、食品等事業者がH A C C Pを導入する際に食品衛生監視員が行う助言の参考となるよう、平成27年度から「地域連携H A C C P導入事業」を実施し、実際のH A C C P導入時の工夫例を全国に共有するようにしたいと考えています。

【質疑・要望等事項】

「HACCP監視指導票」について

【内容（具体的に）】

HACCP導入型の管理運営基準を定めた条例を4月から施行する自治体も多いことから、来年度当初より円滑な業務を遂行するため、「HACCP監視指導票」については今年度内には示されたい。また、当該監視指導票の項目を満たす事業者はHACCP導入型基準を満たすと判断できるなど、監視指導に活用しやすい形で示されたい。

【回答】

HACCPに関する監視指導票については、HACCP検討会での議論を踏まえ、現在、内容を修正しているところです。

【質疑・要望等事項】

H A C C P チャレンジ事業について

【内容（具体的に）】

「H A C C P 自主点検票」の具体的な内容やH A C C P チャレンジ事業のスケジュールについて早急に示されたい。

【回答】

HACCP に関する監視指導票については、HACCP 検討会での議論を踏まえ、現在、内容を修正しているところです。

「HACCP チャレンジ事業者」（仮称）の支援案の具体的な仕組みについては、検討会で、

- ・事業者が自主点検票で自己評価することで、自社がどこまでできているか、足りないところがどこか等を自ら把握することができ、自分たちの到達点を評価した上で仕事に取り組むことができる。
- ・HACCP に取り組む事業者を公表することで、事業者の取組が消費者に伝わってくれば、安心感につながる。

といった意見をいただいています。

一方で、事業者名の公表については、名前を公表された事業者と公表されない事業者との間に不公平が生じないように考慮が必要であるといった意見も出されています。

引き続き、公表等の実施主体並びに業者の公表のあり方及び自主点検票の内容等について、検討会、都道府県等や事業者の意見を踏まえ、更に検討を進めていきたいと考えています。

岐阜県

【質疑・要望等事項】

「HACCPチャレンジ事業者」事業に係る食品事業者から提出される「HACCP自主点検票」の都道府県等の事務について

【内容（具体的に）】

「HACCP自主点検票」の都道府県等の事務について具体的な取扱い方法を示されたい。

【回答】

「HACCP自主点検票」については、検討会での議論を踏まえ、現在内容を検討しているところです。

【質疑・要望等事項】

BSE 対策について

【内容（具体的に）】

平成25年7月1日に「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」の一部を改正する省令が施行され、検査対象月齢が30ヶ月齢超から48ヶ月齢超に上げられました。施行後、約1年半を経過しましたが、検査対象月齢の更なる引上げ又はスクリーニング検査の廃止など、BSE対策について検討状況をご教示願いたい。

【回答】

現在、厚生労働科学研究では非定型 BSE に特化した研究を行っているところであり、こうした科学的知見を踏まえ、対応を検討することとしている。

【質疑・要望等事項】

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査に使用する感受性培地について

【内容（具体的に）】

例年、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について、「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき実施しているが、食肉の抗生物質に係る簡易検査として、平成6年7月1日衛乳第107号により示された「畜水産食品中の残留抗菌性物質簡易検査法(改定)」中の増殖用液体培地「感受性測定用ブイヨン」（日水製薬株式会社製）の販売が終了しており、検査の実施に苦慮している。当該通知中には「日水製薬(株)製またはこれと同等の培地」を使用することとされているが、市販品で「これと同等の培地」と認められるものがあれば御教示いただきたい。また、市販品にない場合の対応についても併せてご教示いただきたい。

【回答】

感受性測定用ブイヨンの組成を参考に培地を調製し、同等であることを確認したうえで検査実施に当たられたい。

滋賀県

【質疑・要望等事項】

野生鳥獣肉の衛生管理について

【内容（具体的に）】

野生鳥獣肉の処理に係る鳥獣および鳥獣肉の異常の有無の確認等を行い、野生鳥獣肉の衛生確保を図る鳥獣肉処理衛生管理者の設置等が必要と考えるが、今後の方針を示されたい。

【回答】

野生鳥獣の処理については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会の結果を踏まえ、指針をお示ししたところ。野生鳥獣の処理量など地方自治体によって状況は異なることから、必要に応じて地域の実情を踏まえた環境整備について検討するようお願いする。なお、厚生労働省としては、今後も厚生労働科学研究において、野生鳥獣肉の安全確保に関する科学的知見の蓄積に努めることとしている。

【質疑・要望等事項】

鶏肉類の生食による食中毒について

【内容（具体的に）】

鶏肉、鶏内臓の生食については法規制もないため、現在生食及び加熱不足によるカンピロバクター食中毒が全国的に多数発生している。国の調査会報告によると鶏については優先順位が低～中程度とされ、リスク低減策を踏まえ具体的な対応策を検討するとされている。都内においてもカンピロバクター食中毒が増加傾向にあることから、対応策とともに法規制についても検討をお願いしたい。厚生労働省が生食用食鳥肉の食鳥処理工程のガイドラインを示す等、前向きな対策を示してほしい。（宮崎県の生食用食鳥肉の加工基準目標等を参考）

【回答】

鶏の生食については、食肉等の生食に関する調査会において、一部自治体における取組や現在行われている研究結果を踏まえ、具体的な対応策を検討するとされたところであり、対応策について今後検討していく予定。

【質疑・要望等事項】

クドア属粘液胞子虫の病原性

— 一過性消化器症状との関連について —

【内容（具体的に）】

昨年7月、当区においてクドア・ヘキサプンクタータが寄生したメジマグロが関与したことが疑われる有症事例があった。メジマグロ刺身を喫食した13名のうち、2グループ6名が喫食後、1時間30分から7時間の間に下痢、おう吐等の食中毒様症状を呈した。残品のメジマグロ（福岡県産）からクドア・ヘキサプンクタータが $2.4 \times 10^{10}/g$ 検出された。また、粘液胞子虫（クドア属）による有症事例の関連について触れた研究発表が「平成25年度全国食品衛生監視員研修会」にて口頭発表されている（平成25年度全国食品衛生監視員研修会研究発表等抄録「マグロ類の粘液胞子虫（クドア属）の寄生実態調査」参照）。現在、食品安全委員会は専門委員会にて、クドア属粘液胞子虫の病原性、原因となる魚種等を含めたクドア属粘液胞子虫の食品健康影響評価を行っているところである。厚生労働省は、食中毒病因物質がクドア・セプテンプンクタータとあわせて、その他クドア属粘液胞子虫（クドア・ヘキサプンクタータ等）についても食中毒病因物質として追加することも視野に入れた取組みを引き続きお願い致したい。食中毒以外の有症事例を持つ自治体の情報提供を受けると良い。

【回答】

ヒラメ・クドア・セプテンプンクタータについては、国立医薬品食品衛生研究所で事例及び検体の集約を行い、食中毒の病原性等について確認された。その他の魚種及びクドア属については、まだ、食中毒の病原性等の確認がされたとは聞いていない。現在も厚労科学研究で調査研究が行われている。引き続き、平成23年7月12日事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について（協力依頼）」に基づき、食中毒被害情報管理室に情報提供及び検体送付の協力をいただきたい。

【質疑・要望等事項】

フグ免許（取扱い）と認知症の関係について

【内容（具体的に）】

道路交通法においては、認知症又は認知機能の低下による運転への影響について検討が進められているところである。食品の取り扱いにおいても認知症又は認知機能の低下による影響が懸念され、特に死者を伴う可能性もあるフグの取り扱いや免許についても早急かつ全国統一的な検討が必要であると考えられるが、厚生労働省としての見解を教えていただきたい。

【回答】

フグの取扱いについては、昭和58年12月2日付け環乳第59号「フグの衛生確保について」において、全国統一的に食用可能な魚種、部位、漁獲海域等を示し、有毒部位の確実な除去等ができると都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うことと規定している。

フグについては、適正な処理を行わず一般消費者へ販売・提供することにより重篤な症状を引き起こす可能性があることから、フグ処理者の選定及びその資格の取扱いについては、各地方自治体において地域の実情を踏まえ厳格に対応いただきたい。

引き続き、フグによる食中毒予防等御協力いただきたい。

【質疑・要望等事項】

地方衛生研究所における ISO17025 の取得の必要性について

【内容（具体的に）】

行政検査を実施する機関として、地方衛生研究所が ISO17025 を取得することは、試験品質を高めるために大いに有用である。地方衛生研究所における ISO17025 取得について、国の考え方を示されたい。

【回答】

ISO/IEC17025 の取得については、各地方公共団体ごと、実情を踏まえ検討されたい。なお、ISO/IEC17025 の取得は、国際整合の観点からも有用と考えられる。

【質疑・要望等事項】

輸出食品取扱い施設に係る認定手続き及び衛生証明書の発行事務について

【内容（具体的に）】

輸出食品取扱い施設に係る認定手続き及び衛生証明書の発行等の業務については、輸出相手国ごとに取扱い要件が異なるなど事務が煩雑であるため、非常に負担となっている。本来、輸出食品に関する事務は国が実施すべきであると考えるが、当該事務については通知のみでの取扱いで、その位置付けも法定受託事務に該当するのか曖昧なままであることから、新たに人員、予算を確保するのは厳しい状況である。その一方で、国家戦略として輸出促進を掲げているため、今後も当該事務が増加することが予想される。ついては、法整備の予定はあるのか等、当該事務の位置付けについてどのようにお考えか、御教示願いたい。

【回答】

現時点において、法整備に係る具体的な予定はないが、衛生証明書の発行については、輸出促進を通じて地域振興にも資するものであることから、国と地方自治体が協力して取り組んでいくことが重要であると考えている。引き続き、輸出食品取扱施設に係る認定手続き及び衛生証明書の発行事務について御理解いただきたい。

【質疑・要望等事項】

「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領に係る運用について」
(平成26年12月26日付け、食安監発1226第4号)(監視安全課長通知)について

【内容(具体的に)】

許可申請書の様式については、例を参考にされたい旨の内容があるが、意を汲んでくれということで解して良いのでしょうか。

【回答】

当該通知は、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、移動販売車による営業について、統一的な運用を図る観点から発出したものです。

移動販売車による営業に係る営業許可申請書の全国的な標準化及び手続きの簡素化を図り、事業者の負担を軽減するためにも、今般お示しした許可申請書様式について考慮いただきたい。

【質疑・要望等事項】

食品表示法に係る疑義情報の共有化について

【内容（具体的に）】

食品表示に関する疑義事案について、自治体間で取扱いに差が生じることがなく一律的な表示制度として運用できるよう、全国の自治体への情報の共有化をお願いする。

【回答】

- 1 消費者庁では、食品表示法に基づく監視指導についての統一的なルールの大枠を定めた執行マニュアルを作成し、食品表示の監視指導を行う行政機関に通知することとしている。
- 2 ご意見を踏まえ、自治体間で疑義事案に対する見解に差が生じないよう統一的な執行体制の整備に努めてまいりたい。

【質疑・要望等事項】

食品表示法の施行時期はいつになるのか、またそれに関係する関係政令の公布はいつ頃になるのかご教授願いたい。

【内容（具体的に）】

【回答】

- 1 「食品表示法の施行期日を定める政令」が平成27年3月3日に閣議決定されたことにより、食品表示法の施行期日を平成27年4月1日としたところである。
- 2 政令の公布については、早急に行うべく手続きを進めているところである。

【質疑・要望等事項】

食品表示法について

【内容（具体的に）】

食品表示法の施行にともなう自治体職員向けの講習会の開催予定はないのでしょうか。また、施行までのスケジュールも示していただきたい。

【回答】

- 1 平成27年3月19日に、自治体の食品表示担当職員を対象に食品表示基準及び執行の枠組みの理解を深めることを目的とした説明会を実施することとしている。
- 2 「食品表示法の施行期日を定める政令」が平成27年3月3日に閣議決定されたことにより、食品表示法の施行期日を平成27年4月1日としたところである。

【質疑・要望等事項】

収去検査について

【内容（具体的に）】

食品表示法の収去検査については、執行マニュアル案では当面の間、食品衛生法の規定に準じて実施することとされている。このことについて、今後、消費者庁と厚生労働省はどのような仕組みで連携していく予定か。また、検査に関する精度監理や登録検査機関の食品表示法上の扱いについて考えを示されたい。

【回答】

- 1 食品衛生法に規定する食品に係る表示基準が、食品表示基準に移行した後も従前のおり収去検査や収去検査に関する精度管理を実施していただくこととしており、厚生労働省との連携も従前のどおり行ってまいりたい。
- 2 食品表示法第8条第7項において、内閣総理大臣は、収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関に委任することができることが規定されている。